

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年4月4日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務 一式

放置自転車調査及び買物公園駐輪場巡回管理 一式

買物公園放置自転車撤去運搬、自転車ラック・案内看板設置撤去及び駅前広場駐輪場供用開始準備 一式

旭川駅前広場維持管理業務 一式

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村6番地の2

旭川市土木部土木事業所

電話 0166-36-2244

2 契約を締結した年月日

令和7年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

36,300,000円（うち消費税及び地方消費税相当額3,300,000円）

5 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。